

# 守口市居住支援協議会 規約

## (設置)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第51条第1項の規定に基づく守口市居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、守口市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に資する施策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか 目的達成のために必要な事業に関すること。

## (構成員)

第4条 協議会は、守口市及び別表1に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

2 守口市の関係課は、別表2に掲げるとおりとする。

## (事務局)

第5条 協議会の運営に関する庶務を行うため、都市整備部住宅まちづくり課及び株式会社ケイ・アンド・エムソリューションに事務局を置く。

2 事務局に事務局長1名を置き、事務局長は住宅まちづくり課長とする。

3 事務局に会計担当を置き、会計担当は株式会社ケイ・アンド・エムソリューションとする。

## (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 1名
- 2 会長は、守口市都市整備部長とする。
  - 3 副会長は、守口市健康福祉部長とする。
  - 4 監事は、守口市健康福祉部次長とする。ただし、当該職を置かない場合においては、地域福祉課長とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理して行う。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行う。

(総会)

第8条 協議会の会議（以下「総会」という。）は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めた場合には、その都度臨時の総会を開催する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を承認し、又は議決する。
  - (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること
  - (2) 協議会の事業報告及び決算に関すること
  - (3) 規約の制定及び改廃に関すること
  - (4) 部会の設置に関すること
  - (5) 構成員の変更に関すること
  - (6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること
- 3 総会の議長は、会長又はその職務を代理する者が務めるものとする。
- 4 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決するものとする。
- 5 総会に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは議長に委任したものとみなす。
- 6 議長は、やむを得ない場合は、構成員に議案の概要を記載した書面又は電磁的記録を送付し、賛否を問い、総会の議決があったものとみなす。

(経費)

第9条 協議会の経費は、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第11条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。

- 2 構成員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(会計報告)

第12条 事務局長は、会計年度終了後に、構成員に書面又は電磁的記録を送付し、会計報告を行うものとする。

(監査報告)

第13条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会において監査報告を行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会において定める。

附 則

この規約は、令和6年2月14日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

区 分	構 成 員
居住支援法人	株式会社ケイ・アンド・エムソリューション
	やなぎ建設株式会社
	ホームネット株式会社

別表2（第4条第2項関係）

守口市関係課	都市整備部住宅まちづくり課 健康福祉部地域福祉課 健康福祉部生活福祉課 健康福祉部障がい福祉課 健康福祉部高齢介護課
--------	--